

平成 29 年度 早期退職に係る募集実施要項

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成 27 年篠山市条例第 33 号）の規定に基づき、早期退職希望者の募集を行います。

募集の対象	平成 30 年 3 月 31 日現在において、勤続期間 20 年以上年齢 45 歳以上の職員
募集人数	若干名
退職日	平成 30 年 3 月 31 日
募集の期間	平成 29 年 8 月 7 日から平成 29 年 8 月 31 日まで
応募の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・「早期退職者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入の上、募集の期間内に総務課に提出する。 ・選定後、認定又は不認定の通知を平成 29 年 9 月 30 日までに交付する。 ・応募申請書の提出後、募集の期間が終了するまでの間に応募を取り下げたい場合は「早期退職希望者の募集に係る応募取り下げ申請書」を応募申請書と同様の方法で提出する。 ・早期退職の認定を受けた者については、退職願を平成 29 年 10 月 31 日までに提出する。
特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・支給率は勤続年数に応じ、定年退職の場合と同率 ・退職時の給料月額について、定年前 1 年につき 3 %（定年前 1 年の場合は 2 %）の加算
問い合わせ	総務部 総務課長
<p>※注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する職員は応募することができません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常勤職員、臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用されている職員 (2) 平成 30 年 3 月 31 日までに定年に達する職員 (3) 平成 29 年 8 月 7 日（募集開始日）において懲戒処分を受けている者又は平成 29 年 8 月 7 日から平成 29 年 8 月 31 日までに懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者 ・応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) この募集実施要項に適合しない場合 (2) 応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合 (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合 (4) 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合 	